

## 議案第1号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

平成26年度大田原市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第2号

専 決 処 分 書

平成26年度大田原市一般会計補正予算（第9号）については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成27年1月23日

大田原市長 津久井 富雄

平成26年度大田原市一般会計補正予算書（第9号）

専決第2号

平成26年度大田原市一般会計補正予算（第9号）

平成26年度大田原市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,911,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年1月23日専決

大田原市長 津久井 富雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
19 繰	越	金	
			1 繰
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,248,334	19,000	1,267,334
1,248,334	19,000	1,267,334
32,892,400	19,000	32,911,400

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
10 教育費	
	5 社会教育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,093,227	15,000	4,108,227
3,394,221	15,000	3,409,221
3,965,293	4,000	3,969,293
882,484	4,000	886,484
32,892,400	19,000	32,911,400